「成年後見申立セット」内容の変更について

大阪家庭裁判所家事第４部後見係

本日お渡しした「成年後見申立セット」について，平成２７年４月以降，以下のとおり変更がありますので，留意してください。

**●**冊子「成年後見申立ての手引」９頁「後見事務監督」について

【変更前】

「【その後も随時，家庭裁判所から財産目録等の提出や後見等の状況報告などを求めますので，適切な財産管理に努めてください。】」

【変更後】

「その後は，**家庭裁判所が指定した時期に，原則として毎年**，家庭裁判所へ財産目録等の提出や後見等の状況報告などを**自主的**に行っていただきますので，適切な財産管理に努めてください。」

●　冊子「成年後見人の仕事と責任について」７頁「家庭裁判所による後見／保佐／補助監督」について

【変更前】

「家庭裁判所は，被後見人等の利益が十分守られるように，後見等の事務を監督することになっています。そのため，定期的に，あるいは随時，後見等の事務に関し報告を求めたり，調査しますので，日頃からそれに備えておくことが必要になります。」

【変更後】

「家庭裁判所は，被後見人等の利益が十分守られるように，後見等の事務を監督することになっています。そのため，**家庭裁判所が指定した時期に，原則として毎年**，後見等の事務に関し，**自主的に報告**を行っていただき，家庭裁判所において調査をしますので，日頃からそれに備えておくことが必要になります。」